

# SMILE

★今月も笑顔（スマイル）でスタート！～

3月号 Vol.15

## 今月の SMILE

### 微信 (WeChat) 紅包 (お年玉)

皆様の中でも、会社内の連絡、私用の連絡に微信 (WeChat) を使っている方も多く見受けられます。春節時には、皆様にも多くの紅包が微信紅包として送られては来ませんでしたか？今回はそんな微信紅包に関する記事です。

微信は、中国の中国大手 IT 企業テンセント（中国名：騰訊）が作った無料インスタントメッセージングアプリです。2015年6月1日の騰訊の統計によれば、月間アクティブユーザー数は5億4900万人に上っています (<http://www.didown.com/news/13944.html>)。 (参考：2015年7月現在、月間アクティブユーザー数 Facebook-14億4千万人、Line-1億8100万人、Twitter-3億2千万人

<http://blog.comnico.jp/we-love-social/number-of-socialmedia-user-2>)

微信紅包は微信支付（微信を使った決済サービスで、ユーザーが自分の銀行口座を微信に登録するだけで利用できる電子決済サービス）の機能の一つで、發送する紅包の数量と金額を登録し、微信支付を通して、微信上の知人に送付ができるものです。受取者は、その金額が直ちに自分の微信支付の残高に加算されることになります。

2016年の春節時には、321億通の微信紅包が送信され、5億1600万人が微信紅包を利用して、年賀のあいさつを交わしました。昨年の春節時の微信紅包送信数が32億7千万通であることと比べると送信料は10倍にもなりました。 (<http://henan.163.com/16/0216/10/BFUJ5118022718RU.html>)

単純に、一通の微信紅包が10元の紅包を送信したと仮定しただけでも、3200億人民元がやり取りされたこととなります。実際には、金額はもっと大きいでしょうから（金額については公表されていません）、巨大な金額が春節期間に飛び交ったこととなります。

微信支付でのやり取りが多いのには、個人間の送信に手数料がかからない（2015年10月からは一個人、毎月、2万元までの送信は手数料ゼロ。（超えた部分に対しては0.1%の手数料がかかる）2016年3月1日からは手数料はなくなる公告がテンセントから出されたことが大きな理由となっています。

<http://tech.163.com/16/0215/18/BFSRH07U000915BF.html>)

手数料ゼロ、実際に会いに行かなくとも紅包を渡せる利便性、ちょっとしたゲーム性（設定によって、受取金額が發送額を限度にランダムに変更できる。例えば、10人に10元の紅包をランダム設定すると、この10元の総金額内で、各人の受取金額がランダムに決定される）もあり、今年は特に多くの紅包がやり取りされました。

来年の春節に微信紅包がどのようになるか、果たして減少するか、それともさらに増加するか、非常に楽しみです。皆様の中でまだ微信紅包をやったことが無い方は、友達や同僚にお金を渡して、自分の微信支付を増やしてもらい（中国の身分証明書がないと銀行口座を微信支付に登録できないため、外国人の場合、通常は他の中国の方に自分の微信支付に送金してもらうことが必要）、同僚や部下に微信紅包送ると喜ばれますよ。ぜひぜひ。

それでは、今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！

## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 1月の貿易総額、前年比 14.3%減

景気減速が一段と進んでいます。今年1月の貿易総額が前の年と比べ 14.3%減り、11か月連続の減少となりました。税関総署が1月15日に発表した貿易統計によりますと、1月の輸出と輸入を合わせた貿易総額は、およそ2,916億6,000万ドル、日本円で33兆2,300億円となり、前の年の同じ時期と比べ、14.3%減少しました。

経済成長を支えてきた輸出が、衣料品や靴などの不振から11.2%減となったほか、輸入も18.8%減と大幅に落ち込みました。輸出の不振で原材料の輸入が減っていることに加え、内需の低迷によって、購買力が衰えているとみられます。地域別にみると、日本との貿易総額は10.4%減ったほか、最大の貿易相手国であるEUとは14.1%の減少、アメリカは14.5%減と大きく落ち込みました。外需、内需ともに振るわず、中国の景気減速が一段と鮮明になった形で、国際社会の懸念が高まる中、今後、世界経済にさらに影響を及ぼす恐れもあります。

#### 1月CPI、小幅に伸び加速 PPIは47カ月連続で低下

国家統計局が18日発表した1月の中国消費者物価指数(CPI)は、食品の値上がりを受けて前月から伸びが小幅に加速した一方、1月の生産者物価指数(PPI)は47カ月連続で低下した。コモディティ価格の下落と需要減退でデフレ圧力が一段と高まっています。1月のCPIは前年比1.8%上昇。前月の1.6%から伸びが小幅に加速しましたが、市場予想の1.9%はやや下回りました。前月比では1.5%上昇し、予想と一致しました。アナリストらは、CPIの小幅上昇は旧正月を祝う連休を前に食品価格が前年比4.1%上昇したという季節要因が大きく影響しており、経済活動の目に見える回復や消費者需要の拡大を示していないと指摘しています。非食品の価格は前年比1.2%上昇しました。1月のPPIは前年比5.3%低下、予想は5.4%低下でした。マイナス幅は前月の5.9%低下より小幅にとどまったものの、低下は47カ月連続。前月比では0.5%低下しました。

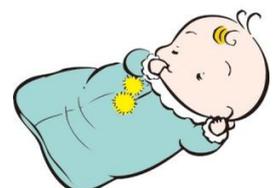
## 人事労務情報

### 上海計画出産条例改正、結婚、産休、出産付添休暇を明確、3月1日より実施

今日、『上海市人口と計画生育条例』の改正が公布されます。それによると、3月1日より、以下の新政策が実施されます。

その内容及び解釈を以下の通りに纏めてみましたのでご覧ください。

1. 本市における晩婚或は再婚の場合、十日間の婚姻休暇が与えられる。
2. 生育政策に合致した生育夫婦には、女性が産休128日、男性が出産付添休暇10日間をそれぞれ享受できる。
3. 今年1月1日～3月1日の間に結婚証書を受領し、或はすでに生育した市民は、新政策に従って、代休が取れる。
4. 上記の休暇は分割して取ることができず、一括して取らなければならない。土日が挟まれた場合も代休をとることはできない。但し、法定休日と繋がった場合、代休を取得できる。
5. 配偶者の付添休暇期間の給与は、出勤日給与と同じく、雇用主より支給される。



### 中国春節に大流行 微信紅包

皆様！新年快樂！春節はどう過ごされましたか？最近、大人気の電子版紅包を配ったり、受け取ったりしましたか。中国には、春節を迎える際に赤色の封筒にお金を入れて子供、友人等に配る、いわば日本のお年玉にあたる「紅包」という慣習があります。スマートフォンの普及にしたがって、数年前から登場した電子版紅包が爆発的に流行し、春節の新たな風物詩となりました。微信(WeChat)や支付宝(アリペイ)、QQ、ウェイボなどの電子版紅包でやり取りするのが急速に増えています。特に、中国版 LINE であるウィチャットを使って紅包を配ったり、受け取るのが大流行でした。最新のテンセント社(Tencent)発表によると、2016年2月7日(旧正月の大晦日)で「微信紅包」の参加者数は4億2000万人、1日で送受信は80億8000万回に上り、昨年と比べて8倍以上に上がり、ピーク時の1秒当たり送受信は40万9000回に達しました。

皆様喜んで微信紅包のやり取りした時に、実は個人所得税の課税対象となることはご存知でしょうか。昨年ネットで「電子版紅包の個人所得税徴収管理強化に関する通知」(税総函〔2015〕409号)が流れていました。公式ルートでまだ公開していませんが、税法上からすると、確かに電子版紅包は個人所得税の納税対象となります。

主に以下の三つの方面の内容をご説明させていただきます。

#### 1. 個人が企業から支給された現金タイプの電子版紅包を取得した場合

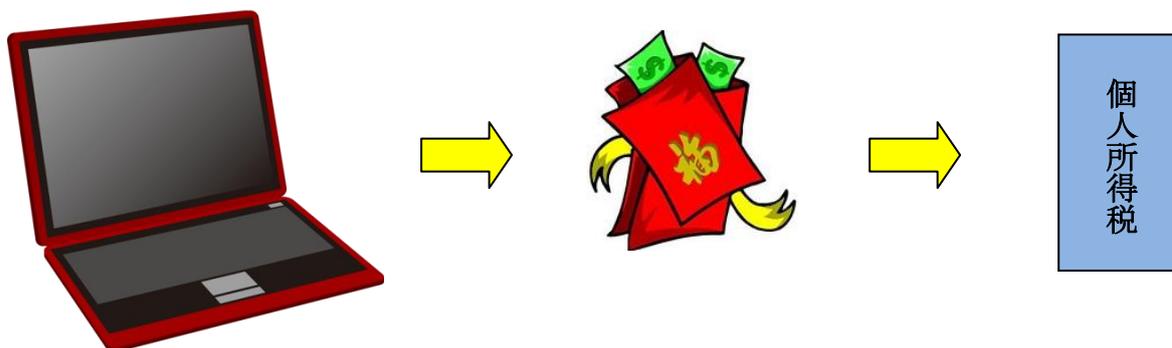
税法上の規定によりますと、この場合は偶発的な所得項目となり、個人所得税を計算し、税金は電子版紅包を支給した企業が代行して徴収を行う。

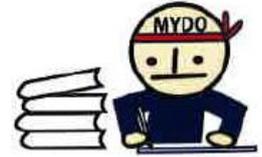
#### 2. 個人間で支給した現金タイプの電子版紅包の場合

個人所得税法規定の課税所得ではなく、個人所得税を徴収しない。

#### 3. 個人が企業から支給され、尚且つ当該企業の商品またはサービスを購入した場合のみ使用可能な現金以外の電子版紅包を取得した場合

お買い物券、金券、クーポン券、割引券等、及び当該企業の商品またはサービスの個人の購入金額が一定金額に達したことで還元される現金タイプの電子版紅包が、企業が販売する商品または提供するサービスの価額割引、値引きに該当し、個人所得税を徴収しない。





### 売買契約における紛争管轄地の約定について

経済の不景気の影響によって、売買契約における債権回収が最も大きいな問題になっている。債権回収による訴訟も増えてきている。

弊所は、日本企業の債権回収訴訟を取扱う経験を多数有している。日本企業が売掛金を回収するために、買い手の中国企業に対して、訴訟を提起する。訴訟の第一歩としては、人民法院（裁判所）に起訴状を提出することである。では、どの法院に起訴状を提出するのか？即ち、案件の管轄法院を確定することは、まず最初に明確しなければならない問題である。しかし原告側が、当該問題について十分に重視されていないことが散見されている。

『中華人民共和國民事訴訟法（2012年修正）』において、契約紛争における管轄法院に対し、以下のとおり規定している。まず第二十三条において、契約紛争について提起される訴訟は、被告の住所地、又は契約履行地の人民法院が管轄する。当該条項は「法定管轄」と言う。そして第三十四条では、契約又はその他の財産権益紛争の当事者は、書面による合意において被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地など紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができる。当該条項は「協議管轄」と言う。

司法実務では契約紛争案件の管轄法院について当事者の意思自治を十分に尊重する。即ち、協議管轄は法定管轄より優先する。売買双方が紛争の管轄法院を約定していない、または約定された管轄法院が、上記の第三十四条の規定を違反する場合に限って、上記の第二十三条の規定に適用する。

そこで弊所が取り扱った経験において、書面協議による紛争の管轄法院を選択しなかった案件が多く見られる。契約の履行地も被告の住所地が一般的のため、一旦、訴訟を起こす場合、弊所の弁護士は法律規定に基づいて、被告の住所地の法院に起訴状を提出しなければならない。例えば、原告の会社が、上海の日系企業が、被告（買い手）の会社がシンセンのケースで、管轄協議していなかった場合には、被告の住所地である深センにある法院に訴訟を提出しなければならない。弁護士出張費用、時間と効率による訴訟コストの損失が出でくる。

従って、日系企業に対し、売買契約を締結する際、紛争の管轄法院を明確し、契約の条項にすることを勧める。日系企業には優秀なビジネスの伝統を持つ、契約違反の可能性がかなり低いため、出来る限り、原告住所地を紛争発生時の管轄法院とすることを勧める。具体的には「本契約によるいずれの紛争または争議が発生する場合、売り手（日本企業、契約には売り手が「甲方」にて表示）住所地の人民法院に訴訟を提起しなければならない。」というような内容にするべきである。

その際に注意しなければならないのは、協議管轄には二つの条件を満たさなければならない。第一、協議管轄法院は必ず上記第三十四条に挙げる五つの法院の一つであること。第二、協議管轄は「書面記載」をみたさなければならないことである。最高人民法院における『中華人民共和國民事訴訟法』の適用についての解釈の第二十九条「民事訴訟法の第三十四条の規定の書面協議と言うのは書面契約の協議管轄条項または訴訟前に書面形式にて達成する管轄の選択協議を含む」に基づいて、訴訟前に書面記載にある管轄協議も有効であるが、しかし、一旦訴訟を提起する段階に入って、改めて、管轄協議を締結するのは難しいので、出来る限り、契約で直接約定するのを推奨する。注文で直接商品売買をする場合、事前に基礎売買契約を締結し、基礎契約において、紛争の管轄法院を協議する法院を明確することを推奨する。売買契約には、仲裁機構を紛争管轄機構として選択することもできる。仲裁機構を選択する場合、機構の名称を明確しなければならない。身近な仲裁機構を選択することも留意すべきである。その他、注意しなければならないことは、契約において法院管轄または仲裁機構管轄を同時に約定することができないことである。どちらか一つを選択しなければならない。

### インバウンドは、日本を救うか？

「2020年の東京オリンピックまで、或いはその数年前まで今の景気は持つだろう」または「インバウンドがあるから大丈夫だ」、といった声をよく耳にします。

インバウンドとは、様々な場面で使われる言葉ですが、上記の文脈では「訪日外国人旅行者」ということとなります。訪日外国人旅行者が増加しているのは事実なので、今回は、インバウンドがどれくらい景気にインパクトがあるのかを皆さんと一緒に考えてみます。

#### ○訪日外国人旅行者数の推移と施策

2003年	ビジット・ジャパン・キャンペーン開始	521万人
2006年	観光立国推進基本法	733万人
2008年	観光庁を新設	835万人
2011年	東日本大震災	621万人
2013年	アベノミクススタート	1,036万人
2014年	訪日外国人旅行者数 (前年対比 29.4%増)	1,341万人
2020年	目標値 (東京オリンピック開催)	2,000万人
2030年	目標値	3,000万人

<備考> アベノミクスによりビザ発給の緩和が実施されています。

参考：観光庁HP

ちなみに2014年の観光客(旅行者)が多い国ランキングは、下記の通りです。

1位	フランス	8,370万人
2位	アメリカ	7,475万人
3位	スペイン	6,499万人
4位	中国	5,562万人
5位	イタリア	4,857万人

参考：日本政府観光局(JNTO)「世界各国、地域への外国人訪問者数ランキング」

私は日本の2020年の目標も、2030年の目標も、十分に前倒しで達成すると思います。この2014年のランキングでは、タイが14位(2,477万人)、日本は22位(1,341万人)にランクインしていますが、「日本は、今後、3千万人の目標を達成できるだろう」と直感しております。なぜなら、今後、アジアの中間所得層が勢力を増してくることで、先進国である日本へアジアからの観光客が殺到するからです。

では、インバウンドは、経済にどれくらいのインパクトがあるのでしょうか？

観光庁の平成27年版観光白書では、訪日外国人旅行客の消費額は約2兆円だそうです。仮にこれが3千万人になると、ざっと約5兆円規模になります。安部首相は経済規模の目先のGDP目標値を600兆円としていますので、実はインバウンドはその1%にも及びません。そのため、インバウンドがオリンピック後の日本を救うか?という、そうすんりは行かないと思われま。

訪日外国人2,000万~3,000万人時代に向けて、不足する客室は1万室とも2万室ともいわれており(参考:週刊ダイヤモンド 2015/3/21)、ホテルの建設、或いは話題の「民泊」の規制緩和等、いわゆるインバウンドで恩恵を受ける産業は思い浮かぶのは救いですが・・・。

今から、経営者はオリンピック後の戦略を考える必要があります。



(情報提供：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ)



ナニワのおっちゃん経営道！ 中国駐在について語る！

第14回：“背水の陣”（後を絶つ！）

このコーナーでは、私の海外赴任時に感じたことを、思いつくままに掲載させていただいていますが、今回は、“背水の陣（後を絶つ）”というスタンスを、「駐在員の心構え」の一つとして、ぜひ加えていただきたいと思っています。

見知らぬ国、中国へ！・・・

22年前当時、“中国進出！”・・・なんて、取引先メーカーも、メーカーの協会のどの企業も、まったく“未経験の世界”でした。わが社の「早かった中国進出」は、“トップイ社長”と、“オッチョコチョイの私”とのコンビで実現した、思い切りのいい行動でした。中国・広東省・中山市・胆洲鎮に進出の時の私の心境は、「会社の代表として“海外赴任”するからには、“少なくとも10年間は音をあげず、異国の地で仕事に没頭するんだ！”という“必死の覚悟”でした。というのも、自分は本来“弱い人間”であり、うまくいかないことがあれば、いろいろと理由をつけて、逃げ（帰国し）たくなるかもしれない。いわゆる“里心”というやつである。はじめに、“自分の弱さ”にけじめをつけた感じであった。そして、周囲に例をみない、中小・下請け企業の海外進出の実現！もちろん、問題がいろいろとあった。

“初めての海外勤務”・・・といえば、同行するメンバーは、それぞれの仕事のレベル・協調性・忍耐力などの点で、ある程度選ばれた（または価値観の共有できる）人達であったり、“気心の知れた人達”で構成されるのが一般的だろうと思うが、初陣のメンバー5人は、“気心”どころか、いままで一緒に仕事をしたことのない人達だった。

そんな状況下、私が現地で初めて目にした「工場長の行動」は、私のイメージとは全く異なる「職人」であった。いくら暑いとはいえ、制服を脱ぎ、だらしない下着姿で、工場の隅の方で、一人で仕事をやっている。まさに、そこにいる人は「作業者の姿」である。そこは中小企業・・・いまさらメンバー変更は無理な話。ましてや、彼の行動がすぐに一変することの期待はできない。ないものねだりしていても、何事も前に進まない！！

“必ず、工場立ち上げを、成功させる！！”・・・という意思を前面に出し、「2S運動」など、自分のできることからやっ払いこうと“覚悟”を決め、中国人社員の協力を得ながら、粘り強く行動した。その日から、中国人との汗だくの日々が始まったのである！まさに、“背水の陣！”であった。

すると、半月もしたら、工場長初め、他の日本人技術者も、積極的な動きを見せ始め、日本本社に心配かけることもなく、初期の大きな成果をゲットできたのである。

“背水の陣”とは、《あきらめない心》が生む、《強い意志》の表れだった・・・。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座2807

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com